

青森県報

第二千四百七十号

平成十七年
四月二十五日
(月曜日)

目 次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団	一
保安林の指定予定	改善課	一
基本測量の実施	(林	二
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	政 課	二
右 同	(監	二
右 同	理 課	二
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	(出	三
右 同	納 課	三
右 同	(同	三
右 同	(同	三
右 同	(同	三
建設業者の許可の取消し	(八	四
出先機関	戸 県 土	四
土地改良区の役員の住所変更	(整	五
右 同	備 事 務 所	五
右 同	(農	五
右 同	事 林 北	五
土地改良事業の工事の完了	務 水 地	五
	所 産 方	五
	(農	六
	事 林 北	六
	務 水 地	六
	所 産 方	六
	(同	七
	(同	七
	(同	七

土地改良区の役員の就任	(農	七
土地改良区の役員の住所変更	事 林 北	七
土地改良事業の工事の完了	務 水 地	七
右 同	所 産 方	七
右 同	(同	八
右 同	(同	八
右 同	(同	八

人事委員会

青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正

(職 員 課) 九

告 示

青森県告示第三百七十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 圓子 忠代司	野牛区域	総トン数二十以上二十未満の漁船
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八六の五 三國 隆夫		総トン数九十以上二百未満の漁船
むつ市大畑町釣屋浜八	大畑町区域	総トン数九十以上二百未満の漁船
むつ市大畑町釣屋浜五	大畑町区域	総トン数九十以上二百未満の漁船

青森県告示第三百七十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市本町五丁目五の二一
社団法人青森県猟友会

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
西津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜一〇八
- 2 変更後の売りさばき場所
西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一〇八

青森県告示第三百七十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字三内字丸山一九八の一
財団法人青森県交通安全協会

二 変更内容

- 1 (一) 変更前の売りさばき場所
東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢三

(一) 変更後の売りさばき場所

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三

2 (一) 変更前の売りさばき場所

南津軽郡浪岡町大字浪岡字淋城八七の一

(二) 変更後の売りさばき場所

青森市浪岡大字浪岡字淋城八七の一

3 (一) 変更前の売りさばき場所

北津軽郡金木町大字金木字芦野二一六の八九

(二) 変更後の売りさばき場所

五所川原市金木町芦野二一六の八九

青森県告示第三百七十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
弘前市大字和泉一丁目三の一
マルエス自工株式会社

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
南津軽郡浪岡町大字浪岡字林本二二一
- 2 変更後の売りさばき場所
青森市浪岡大字浪岡字林本二二一

青森県告示第三百八十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の

規定により告示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

青森市浪岡大字浪岡字若松一三三二の四

木村 幸枝

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

南津軽郡浪岡町大字浪岡字若松一三三二の四

2 変更後の住所及び売りさばき場所

青森市浪岡大字浪岡字若松一三三二の四

青森県告示第三百八十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

五所川原市金木町字朝日山四七一

松尾 好二

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

北津軽郡金木町大字金木字朝日山四七一

2 変更後の住所及び売りさばき場所

五所川原市金木町朝日山四七一

青森県告示第三百八十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり

変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根二二八

小泊漁業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

北津軽郡小泊村字大山長根二二八

2 変更後の住所及び売りさばき場所

北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根二二八

青森県告示第三百八十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡東北町上北北三丁目三三二の八九

株式会社上北燃料

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

上北郡上北町中央北三丁目三三二の八九

2 変更後の住所及び売りさばき場所

上北郡東北町上北北三丁目三三二の八九

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 光建有限会社
- 二 代表者の氏名 伊藤 健司
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷家一丁目一四の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一七四四二号
- 五 取消年月日 平成十七年四月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

区	役員	氏 名	住 所	住所変更 の年月日

理 事	若宮 鉄男	旧住所 三戸郡南郷村大字市野沢字違折向一二の三 新住所 八戸市南郷区大字市野沢字違折向一二の三	平成 一七・三・三
-----	-------	----------------------------------------------------------	--------------

"	山内 達夫	旧住所 三戸郡南郷村大字泉清水字長根二六 新住所 八戸市南郷区大字泉清水字長根二六	"
---	-------	----------------------------------------------------	---

"	狹館 博史	旧住所 三戸郡南郷村大字島守字狹館一 新住所 八戸市南郷区大字島守字狹館一	"
---	-------	------------------------------------------------	---

"	堰端 治	旧住所 三戸郡南郷村大字島守字小山田四二の一 新住所 八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一	"
---	------	--------------------------------------------------------	---

"	林 善嗣	旧住所 三戸郡南郷村大字島守字冷水三九 新住所 八戸市南郷区大字島守字冷水三九	"
---	------	--------------------------------------------------	---

監 事	山田 稔	旧住所 三戸郡南郷村大字島守字大波五の一 新住所 八戸市南郷区大字島守字大波五の一	"
-----	------	----------------------------------------------------	---

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂土路川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	野 村 武 美	旧住所 上北郡上北町大字大浦字山添二 新住所 上北郡東北町大字大浦字山添二	平成 一七・三・三

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	瀬 川 壽 造	旧住所 上北郡上北町大字大浦字上久保一一の一 新住所 上北郡東北町大字大浦字上久保一一の一	平成 一七・三・三

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
-------------------	--------	--------	------------------------------

理 事	山田巳之吉	旧住所 上北郡上北町旭北一丁目三二の五一八 新住所 上北郡東北町旭北一丁目三二の五一八	平成 一七・三・三
理 事	瀬川 茂夫	旧住所 上北郡上北町中央南二丁目三二の一五七 新住所 上北郡東北町上北南二丁目三二の一五七	
理 事	和田 勇市	旧住所 上北郡上北町大字上野字上野二二二の二 新住所 上北郡東北町大字上野字上野二二二の二	
理 事	蛭名 喜幸	旧住所 上北郡上北町大字上野字上野五一 新住所 上北郡東北町大字上野字上野五一	
理 事	蛭名 総三郎	旧住所 上北郡上北町大字上野字上野一三三の二 新住所 上北郡東北町大字上野字上野一三三の二	
理 事	蛭名 茂範	旧住所 上北郡上北町旭南二丁目三二の八〇 新住所 上北郡東北町旭南二丁目三二の八〇	
理 事	和田 義一	旧住所 上北郡上北町旭北一丁目六五七 新住所 上北郡東北町旭北一丁目六五七	
理 事	野田 政克	旧住所 上北郡上北町大字上野字上野一三二の一 新住所 上北郡東北町大字上野字上野一三二の一	
理 事	等	旧住所 上北郡上北町大字上野字北谷地七八の一 新住所	

上北郡東北町大字上野字北谷地七八の一	監事 蛭名 昇	蛭名忠次郎	天間 啓次	附田 進
旧住所 上北郡上北町旭北一丁目六四八の一 新住所 上北郡東北町旭北一丁目六四八の一	旧住所 上北郡上北町大字上野字上野四一の一 新住所 上北郡東北町大字上野字上野四一の一	旧住所 上北郡上北町中央南四丁目三二の三五四 新住所 上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	旧住所 上北郡天間林村大字二ツ森字家ノ後八の二 新住所 上北郡七戸町字二ツ森家ノ後八の二	上北郡東北町大字上野字北谷地七八の一
上北郡東北町大字上野字北谷地七八の一	上北郡東北町大字上野字上野四一の一	上北郡東北町大字上野字上野四一の一	上北郡東北町中央南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四
上北郡東北町中央南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四
上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四
上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四	上北郡東北町上北南四丁目三二の三五四

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農地災害復旧事業 四六一	天間林村	平成一七・三・二
四六二	天間林村	一七・三・三
四六三	天間林村	一七・三・三

十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇一	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇二	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇三	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇四	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇五	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇六	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇七	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇八	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一〇九	七戸町	一七・三・二
十六年災農業用施設災害復旧事業四六一一〇	七戸町	一七・三・二

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、板柳東部土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

西北地方農林水産事務所長 笹 新一

役員の内任	氏名	住 所	就任年月日
理事	高橋 洋美	北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字沼田一一五	平成一七・四・七

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三湖土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	野上 憲幸	旧住所 北津軽郡中里町大字薄市字冲原一七〇一五九 新住所 北津軽郡中泊町大字薄市字冲原一七〇一五九	平成 一七・三・一六
"	高松 幸男	旧住所 北津軽郡中里町大字田茂木字鳴見九の七 新住所 北津軽郡中泊町大字田茂木字鳴見九の七	"
"	塚本 茂	旧住所 北津軽郡中里町大字豊岡字片岡一三の五一 新住所 北津軽郡中泊町大字豊岡字片岡一三の五一	"
"	宮越 芳一	旧住所 北津軽郡中里町大字尾別字玉の井三一 新住所 北津軽郡中泊町大字尾別字玉の井三一	"
"	佐野 修	旧住所 北津軽郡中里町大字田茂木字鳴見八の三 新住所 北津軽郡中泊町大字田茂木字鳴見八の三	"

"	鈴木 誠一	旧住所 北津軽郡中里町大字田茂木字若宮四〇六の六四 新住所 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮四〇六の六四	"
"	木村 松男	旧住所 北津軽郡中里町大字高根字小金石七七八七 新住所 北津軽郡中泊町大字高根字小金石七七八七	"
"	加藤 寛治	旧住所 北津軽郡中里町大字中里字亀山六二四 新住所 北津軽郡中泊町大字中里字亀山六二四	"
"	平山 久宗	旧住所 北津軽郡中里町大字今泉字神山五九の一 新住所 北津軽郡中泊町大字今泉字神山五九の一	"
監 事	奈良 正勝	旧住所 北津軽郡市浦村大字太田字山の井一七四 新住所 五所川原市太田山の井一七四	"
"	敦賀 鉄幸	旧住所 北津軽郡中里町大字今泉字唐崎二〇の一六 ○北津軽郡中泊町大字今泉字唐崎二〇の一六	"
"	三上 正美	旧住所 北津軽郡中里町大字芦野字福泊二二 新住所 北津軽郡中泊町大字芦野字福泊二二	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
夕顔地区基盤整備促進事業	板柳東部土地改良区	平成一七・三・二六

土地改良事業の工事の完了

前田野目地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三條の二第三項の規定により公告する。

平成十七年四月二十五日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

- 一 県営土地改良事業の名称
農林漁業用揮発油税財源身替農道事業

- 二 工事完了年月日

平成十七年三月三十一日

人事委員会

人事委員会告示十七第一号

平成十一年七月十六日人事委員会告示十一第三号(青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十五日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に、「個人情報を」を「保有個人情報を」に改める。
表中「できる個人情報」を「できる保有個人情報」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭